

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成 24 年 6 月 29 日（金） 13：00～15：01

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、樋口委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、総務省政策統括官、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官、金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議事次第

（1）第2ワーキンググループの検討の進め方について

（2）重点的な審議課題等のヒアリング等

① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

（3）その他

5 議事概要

冒頭、津谷座長から挨拶が行われた後、議事が進められた。

（1）事務局から、資料3に基づき、第2ワーキンググループ（WG）の審議の進め方について、説明が行われ、了承された。

（2）重点的な審議課題について、総務省及び厚生労働省から「平成22年度統計法施行状況審議において指摘された留意事項」に関する対応状況の説明の後、審議が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

- ・ 厚生労働省が所管する7本の世帯調査について、各調査の用語の定義は統一されているのか、統計体系としてどのような位置づけとなっているのか。また、統計数値の比較は可能となっているのか。

→ 基本的な用語の定義は同じである。ただし、その表現ぶりは、中高年縦断調査等比較的高齢者を対象とした調査では回答者が答えやすいように分かりやすい言葉に直したり、個々の調査に即した言い換え等を行っている場合もある。

また、調査対象が同じ調査の間では、割合などの数値は同じものになっていると考えているが、他調査との比較で乖離が大きい場合などには、その理由を明確にしている。

・ 雇用均等基本調査は、ローテーション調査というよりはしかるべき政策に則したテーマを設定して調査を実施していたように思うが、調査体系はどのようになっているのか。

→ 雇用均等基本調査は、企業及び事業所を対象とした調査で、ポジティブアクションの取組状況を毎年把握する企業調査と育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査から成る調査である。一方、毎回、ローテーションでテーマを変更して実施している調査としては、雇用構造調査があり、調査対象とする労働者層や調査内容は、政策部局と協議しながら設計している。

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

・ 資料4の11ページの「有期雇用契約期間のための調査事項の改善等」について、関係省の自己評価では「実施済」となっているが、当該項目はすべて実施済みなのか。

→ 当該項目のうち、「雇用者に関する用語等に関し利用者が混乱しない措置の実施」の部分については、今後、関係する統計調査の計画を策定する際、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないように検討していく体制を取っていくということで「実施済」と自己評価したものである。

・ 基本計画の「具体的措置、方策等」において「検討する」ことが求められている事項について、「検討状況又は進捗状況」に「検討した」内容を記載して「実施済」と自己評価しているが、検討したことをもって「実施」したこととなるのか。

・ 各府省から提出された法施行状況報告において「実施済」と自己評価している事項について、本WG会合の審議の結果、「実施予定」等異なる評価が妥当と判断された場合、当該報告における評価の取扱いはどうなるのか。

→ 法施行状況報告における各府省等の自己評価について、統計委員会等の審議の中で判断が異なることはあり得るものとする。ただし、本WG会合の審

議の結果を受け、元々の法施行状況報告自体を修正することが手続上可能か否かについては検討の上、次回の本WG会合において説明することとしたい。

- ・ 雇用構造調査において、「一般労働者」、「短時間労働者」等別、男女別に労働者数を把握する事項を追加することにより、非正規雇用の実情を継続的に毎年把握することとしている。しかし、雇用構造調査は、調査対象事業所数等が必ずしも毎回同一ではなく、こうした形では当該実情の時系列比較ができないのではないか。時系列比較をしていくということなら、基本設計は毎回同一とすることを検討した方が良い。
- 雇用構造調査の調査対象事業所数については、予算上の制約があるが、なるべく毎回同じサンプル数で実施していきたいと考えている。

- ・ 雇用構造調査は、調査対象事業所数が 10,000~17,000 程度であり、他に調査規模がより大きく経常的に実施されている調査もある。こうした中で、雇用構造を用いて調査し、非正規雇用の実情把握を行うこととしている理由は何か。
- 雇用構造調査においては、これまでパートタイム労働者、派遣労働者、若年労働者といった非正規等の特定の労働者層に焦点を当て、その実態を調査してきたことから、その中で非正規雇用の労働者数等を把握することが適当ではないかと考えたためである。

- ・ 一つの調査によって全国の非正規労働者の正確な数を把握できることが望ましいと考えるが、現実的には定義の違いや調査対象の違いなどから非正規労働者数に幅がある。安易に設計された調査が乱立することは避けなければならないが、調査テーマや調査設計の違いに伴う複数調査の整合性については、バランスをみながら検討していく必要があるのではないか。

- ・ 従業上の地位については、大きな区分から詳細な区分まで様々なレベルがあるが、実施に統計を作成するに当たっては、どのレベルに合わせるべきなのか。

- ・ 労働力調査、経済センサス、賃金構造基本統計調査などの間では、雇用者や労働者の定義が異なり比較することができない。利用者あるいは政策を検討する上で比較可能とした方がよいのではないか。
- 一定以上のレベルの用語について比較可能とすることが望ましいが、詳細なレベルまですべて統一することは難しい。関係する府省内において検討すべきと考える。

- ・ 働き方の多様化に関する調査は、非常に大切な調査であるので、厳しい予算状況ではあるが、サンプル数並びに調査方法の大幅な変更せずに実施できるようにすべきというような意見が統計委員会から出ていることを記録にとどめてはどうか。

審議終了後、津谷座長から、本日の審議で積み残された以下の3点について、次回及び次々回の会合において関係府省から説明すべき旨の指示があった。

- ① 法施行状況報告における各府省の自己評価の扱いについて（総務省から第2回会合において説明予定）
- ② 雇用・労働関係統計調査における対象選定（対象産業、対象規模、対象事業所等）及び世帯統計調査における調査設計について（厚生労働省から第3回会合において説明予定）
- ③ 各種統計における労働者に関する用語・概念等の整理について（総務省及び厚生労働省から第3回会合において説明予定）

（3）その他

次回の会合は7月6日（金）15時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>